富山市まちなか住宅取得支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、富山市補助金等交付規則(平成17年富山市規則第36号。以下「規則」という。)第24条及び、富山市まちなか居住推進事業制度要綱(以下「制度要綱」という。)第8条の規定に基づき、富山市まちなか住宅取得支援事業補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱における用語の意義は、建築基準法(昭和25年法律第201号)、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)及び都市計画法(昭和43年法律第100号)の例によるほか、次の各号に定めるところによる。
 - (1)住宅 一戸建て住宅(店舗や事務所等の用に供されている部分が延 べ面積の2分の1未満であるものを含む。)又は共同住宅(長屋を含 む。)の住戸とし、賃貸住宅を除くものをいう。
 - (2)金融機関等 銀行法第2条に規定する銀行、信用金庫法に規定する 信用金庫、労働金庫法に規定する労働金庫、中小企業等協同組合法に 規定する信用協同組合、農業協同組合法に規定する農業協同組合、そ の他住宅ローン取扱い金融機関をいう。
 - (3)借入金 住宅を新築又は購入することを目的とした金融機関等からの借入金をいう。

(補助対象の区域)

第3条 この要綱による補助事業の対象区域は、制度要綱第2条第1号に 掲げる区域とする。

(事業計画の認定の基準)

第4条 次条第4項に規定する事業計画の認定の基準は、制度要綱第7条 に規定する「まちなか住宅・居住環境指針」及び「敷地内緑化基準」と する。

(事業計画の認定の申請等)

第5条 第3条の区域において、一戸建て住宅を新築又は購入し、補助金

の交付を受けようとする者は、事業計画を作成し、富山市まちなか住宅 取得事業計画認定申請書(様式第1号)に、別表第1に掲げる書類を添 えて、市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による申請は、住宅の取得に伴う所有権保存登記をした日から起算して6月を経過する日までに行うものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、同項の申請をすることができない。
- (1)市の住宅建設又は取得に関連した補助金の交付を受けている者
- (2)建築基準法、都市計画法、市のまちづくりに関する条例等の規定により受けた必要な措置を講ずるための指導又は勧告に従っていない者で、その指導又は勧告に従わないことにつき正当な理由がないと市長が認める者
- (3)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。) 又は同法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)
- (4)暴力団員が事業主又は役員となっている事業者
- (5)暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認め られる者
- (6)前各号に掲げる者のほか、補助金の交付をすることが不適当である と市長が認める者
- 4 市長は、第1項の規定による申請があった場合において、その申請に係る事業計画が前条に規定する認定の基準に適合すると認めるときは、事業計画を認定することができる。
- 5 前項の認定は、第15条の規定による補助金の交付を予約するものと 解してはならない。

(認定の通知)

第6条 市長は、前条に規定する事業計画の認定をしたときは、速やかに、 その旨を富山市まちなか住宅取得支援事業計画認定通知書(様式第2号) により、当該申請をした者に通知しなければならない。

(事業計画の変更)

- 第7条 第5条の規定による事業計画の認定を受けた者及び第8条の規定による事業計画の地位の承継を受けた者(以下「認定事業者」という。)は、認定を受けた事業計画に関する住宅において建築基準法第6条に規定する建築確認の変更を要する場合にあっては、富山市まちなか住宅取得事業計画変更認定申請書(様式第3号)を、市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、その申請に関する事業計画が第4条に掲げる基準等に適合すると認めるときは、事業計画の変更を認定することができる。
- 3 市長は、前項の承認をしたときは、速やかに、その旨を富山市まちなか住宅取得支援事業計画変更認定通知書(様式第4号)により、当該申請をした者に通知しなければならない。

(事業計画の地位の承継)

- 第8条 認定事業者の地位を承継しようとする者は、市長の承認を受けなければならない。
- 2 前項の承認を受けようとする者は、富山市まちなか住宅取得事業計画 地位承継承認申請書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定による申請があった場合において、第1項の承認を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第5条第3項の規定に該当する者を除き、認定事業者の地位の承継を承認することができる。
- (1)認定事業者が死亡した場合等において、現に同居する親族で引き続き認定を受けた事業計画に従って事業を実施する者
- (2)認定を受けた事業計画に基づき建設した一戸建て分譲住宅を、認定 事業者から売買契約によって取得する者
- 4 市長は、前項の承認をしたときは、速やかに、その旨を富山市まちな か住宅取得支援事業計画地位承継承認通知書(様式第6号)により、当 該申請をした者に通知しなければならない。

(事業計画の中止又は廃止)

第9条 認定事業者は、第6条の規定による認定の通知があった日以後に おいて、事業計画を中止し、又は廃止しようとするときは、富山市まち なか住宅取得事業計画中止(廃止)届(様式第7号)を、市長に提出しなければならない。

(事業計画の認定の取消し)

- 第10条 市長は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、 事業計画の認定を取り消すことができる。
 - (1)偽り、その他不正な手段により、事業計画の認定を受けたとき。
 - (2) 認定を受けた事業計画と異なる事業を行ったとき。
 - (3)事業計画の認定を受けた日以後において、第5条第3項各号に該当する者になったとき。
 - (4)第6条の規定による認定の通知があった日から2年以内に第13条 に規定する補助金の交付の申請を行わなかったとき。

(補助金の額)

- 第11条 補助金の額は、自ら居住するための住宅を新築又は購入することを使途とした金融機関等からの借入金の額(土地の取得に関するものを含む。)に100分の3を乗じて得た額とし、千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。
 - 2 前項に規定する補助金の額は、1住戸につき50万円を限度とする。 (補助金の交付対象者)
- 第12条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。
 - (1)第4条に規定する認定の基準(共同住宅の場合は、制度要綱第7条 第2項第1号に定める「まちなか住宅指針1-3共同住宅(取得する 場合)」の規定に限る。)に適合した住宅を新築又は購入し、居住し ていること。ただし、一戸建て住宅の場合は、認定を受けた事業計画 の事業が完了しているものに限るものとする。。
 - (2)自ら居住するための住宅を新築又は購入するために金融機関等との 借入契約を締結していること。
 - (3)市の住宅建設又は取得に関連した補助金の交付を受けていないこと。 (補助金の交付の申請)
- 第13条 補助金の交付を受けようとする者は、富山市まちなか住宅取得 支援補助金交付申請書(様式第8号)に、別表第2に掲げる書類を添え

て、市長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請は、住宅の取得に伴う所有権保存登記をした日から起算して1年を経過する日までに行うものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、同項の申請をすることができない。
- (1)市区町村税を滞納している者
- (2)建築基準法、都市計画法、市のまちづくりに関する条例等の規定により受けた必要な措置を講ずるための指導又は勧告に従っていない者で、その指導又は勧告に従わないことにつき正当な理由がないと市長が認める者
- (3)暴力団員
- (4)暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認め られる者
- (5)前各号に掲げる者のほか、補助金の交付をすることが不適当である と市長が認める者

(補助金の交付の決定等)

- 第14条 市長は、前条の規定による申請があり、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金を交付すべきものと認めたときは、予算の範囲内において、速やかに補助金の交付の決定及びその額の確定を行い、当該申請をした者に通知しなければならない。
- 2 前項の規定による通知は、交付の決定及び額の確定の手続を規則第1 9条の規定により併合し、富山市まちなか住宅取得支援事業補助金交付 決定兼額確定通知書(様式第9号)により行うものとする。

(補助金の交付)

第15条 市長は、前条に規定する通知の後、補助金を交付するものとする。

(補助金の交付の決定の取消し)

第16条 市長は、第14条の規定による交付の決定を受けた者が次の各 号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消すことが できる。

- (1)偽り、その他不正の手段により、補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2)補助金の交付の決定内容、これに付した条件、法令及びこの要綱に 違反したとき、又は市長の指示に従わないとき。
- (3)補助金の使途が、暴力団の利益になるものと認められるとき。
- (4) その他市長が相当の理由があると認めたとき。

(補助金の返還)

第17条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、補助金の交付を受けた者に対し、期限を定めてその補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(細則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。 附 則

この要綱は、平成17年7月1日から施行する。 附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。 附 則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。 附 則

この要綱は、平成20年1月1日から施行する。 附 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。 附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。 附 則

この要綱は、平成24年8月1日から施行する。 附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。 附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成30年5月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この要綱の施行の日までに本要綱第6条の事業計画の認定を受けた者においては、本要綱の規定に関わらずなお従前の規定によるものとする。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1 認定の申請に必要な添付書類

内容
申請者確認欄
事業計画の概要
緑化面積の算定内容
方位、道路及び目標となる建物等
方位、縮尺、寸法、敷地境界 敷地に接する道路の位置及び幅員
植栽樹木の位置、種類、高さ、数量、地被 類の緑化面積・求積図表等
敷地面積、床面積の求積(敷地内の建物全て)
方位、縮尺、寸法、間取り
最高の高さ又は階数
敷地内の建築物について、建築基準法等の 規定に適合し、完了検査を受けたことがわ かるもの
住宅の取得に伴う所有権保存登記がなされ ている場合のみ提出
適宜

別表第2 交付の申請に必要な添付書類

提出書類	内容
提出書類一覧及び確認 事項(別紙4)	申請者確認欄
申請内訳書(別紙5)	当該住宅の新築及び購入に関する概要
金銭消費貸借契約証書	金融機関等から、土地の取得を含む居住用の住 宅を新築又は購入するために借入したことがわ
の写し(約款も含め契 約書一式)	かるもの 上記以外の使途の資金が入っている場合はその 内訳がわかるもの
市区町村税の納税証明 書(原本)	税の滞納がないことを証するもの (概ね1ヶ月以内に取得した最新年度のもの で、申請者全員分)
住宅の登記簿謄本(原 本)	住宅の取得に伴う所有権保存登記がなされてい るもの(事業計画の認定の申請時に提出済みの 場合は提出不要)
建築基準法の規定によ る検査済証の写し又は 台帳記載証明書(原 本)等	敷地内の建築物について、建築基準法等の規定 に適合し、完了検査を受けたことがわかるもの (事業計画の認定の申請時に提出済みの場合は 提出不要)
その他市長が必要と認 めるもの	適宜